

# 防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会

## (第1回)

### 議事要旨

#### 1. 日時

令和4年3月8日(火) 14:00~16:00

#### 2. 出席者

有識者 [稲継座長、石井委員、岡本委員、神原委員、佐藤委員、村野委員 (五十音順)]

自治体 [岡村委員、永澤委員、中村委員 (五十音順)]

関係省庁 [内閣府 (榊政策統括官 (防災担当)、五味官房審議官 (防災担当))、消防庁 (国民保護・防災部防災課) ※、警察庁 (警備局警備運用部警備第二課災害対策室) ※、厚生労働省 (大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室) ※、個人情報保護委員会事務局 ※、デジタル庁 (国民向けサービスグループ) ※]

※オブザーバー参加

#### 3. 議題

- (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 趣旨説明、進め方
- (4) 令和3年改正個人情報保護法について
- (5) 防災分野における個人情報に関わる取組みについて
- (6) 本取扱指針検討にあたっての事前文献調査や自治体アンケート等の実施概要について
- (7) 質疑・意見交換
- (8) 閉会

#### 4. 議事要旨

内閣府 榊政策統括官 (防災担当) より冒頭の挨拶があった。

続いて、それぞれ「本検討会の開催趣旨と進め方」、「令和3年改正個人情報保護法とガイドライン」、「防災分野における個人情報に関わる取組み」、「本取扱指針検討にあたっての事前文献調査や自治体アンケート等の実施概要」について事務局等より説明があり、各委員からは以下の意見等があった。

- 本検討会の議論の対象としては、地方公共団体を含む行政機関向けの個人情報保護法に絞るのか、もしくは、災害時に関わりの生じる地方公共団体以外の組織（民間や病院など）も含めるのか認識合わせが必要である。
- 本検討会の議論の対象に死者の情報を含めるのか認識を合わせたい。死者の情報は個人情報保護法の対象外であるが、地方公共団体が条例により個人情報の範囲に含めて運用する場合が考えられる。
- 改正個人情報保護法第 61 条第 1 項「(保有に当たって) 所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」の規定の解釈について、その「所掌事務又は業務」の義務のレベル（避難行動要支援者名簿：作成の義務規定、個別避難計画：作成の努力義務規定、被災者台帳：作成のできる規定）に応じて変化が生じるのか。
- 過去の災害の経験から、死者の個人情報の取扱いについては議論を行いたい。知事会のガイドラインでも整理されているが、各都道府県で対応は様々である。また、過去の災害において、遺族から公表に関して強い不満が寄せられたこともあり、公益性と個人情報保護の判断について意見のすり合わせが出来ていなかった経験がある。
- スマートフォンの位置情報は、個人情報保護法に加えて「通信の秘密」にも関わる可能性があるため、総務省も本検討会に関与いただく必要があるのではないか。
- 各論に入る前に、検討会内で基本的な考え方の整理が必要ではないか。災害対応においては人の生命及び身体が優先されるものであり、個人情報の適正な利活用は進めるべきだと考える。
- 基本的な考え方としては、災害時は個人の権利利益よりも人命が優先されるという考え方で良いと思う。個人情報保護法の観点から考えると、目的外利用や第三者提供を行うにあたり、「法令に基づく場合」であれば、法令の趣旨と範囲から外れないように指針で規定する必要がある。「生命保護のため」であれば、何を以て該当すると判断するのか、また誰が判断するのか等について、どこまで検討会で議論し指針に記載するのかが重要になると考える。
- 個人情報保護法の改正の影響で、地方公共団体が災害対応時に個人情報の適正な利活用に躊躇する事態が生じないようにした方が良い。
- 「防災」や「災害対策」の概念をできるだけ明確にしないと、利活用の範囲が不用意に広がってしまうリスクもある。
- 個人情報保護法の解釈においても考慮すべき場面がある。例えば、漏洩時の報告義務について、災害時の混乱の中では直ちに報告することが困難、漏洩情報が特定できない、ということも考えられる。
- 災害時において個人情報は、応急時の生命・身体・健康の保護のために適正に利活用されるべきであり、本人に限らず、救命救助に関わる人や本人の関係者の生命や利益の保護にも有益な情報である。

- 改正個人情報保護法が完全施行されると、その特別法である災害対策基本法の規定に従い、自治体は避難行動要支援者名簿について平時から第三者提供を実現するためには、同意のほかは、同意なくして個人情報の共有を認める独自条例を制定することが求められることになった。これまで個人情報保護条例の第三者提供条項（特に審議会を利用した規定）を利用して自治体に対して、自治体施策の整合性を担保するための国の方針や、新規の条例策定に向けた方針を示すことが必要である。
- 生活再建というフェーズで扱われる大量の有益な情報は、災害ケースマネジメントで活かせる情報であり、個人情報に限らず、様々な情報の集約と整理ということも念頭に置いて検討したい。
- 災害と個人情報に関して自治体職員のスキルアップに向けた政策サポートや個別研修が必要である。
- 災害時、懸念や課題が先に立って、個人情報の利用を躊躇することが無いよう、生命保護や生活再建の観点から重要であること、また活用する情報の内容やタイムラインを指針で示すことが必要である。
- 生活再建のフェーズにおいては、災害関連死についても、その原因などは個人情報として触れられておらず、検討が必要である。
- 事前の情報共有においても現場では課題がある。在宅で医療的ケアを受けている人の情報は、災害対応のために把握の優先順位が高いが、各自治体の把握状況には差がある。病院と自治体間の情報共有が課題であり、病院から在宅に移行する際の情報の流れが決まっておらず、情報を渡していいか迷う場面もあると聞いている。行政内部に留まらず関係機関との協力が必要である。
- 人命最優先の一方で、現場では、避難所での親族からの安否問合せへの対応や、支援住宅の入居者の情報の取扱いについて事前の定めが無いことなど、苦勞した場面がある。
- 過去の災害では、安否不明者や死者の氏名等公表に際して、「生命・身体・財産の保護のため緊急の必要があるとき」とはどんな場合か、断固たる意志をもって公表したいと考えていた。発災直後から多くの報道機関に常時質問された経験から、災害対応で業務量が膨大に増える現場を考慮した指針とすべき。
- 災害関連死を認定した際の記録は、現在は各自治体で個別に保管されており、有用なデータが集約・分析されないことで政策を止めてしまっていないか、という視点も持っておきたい。

**その後、座長より活発な意見交換への謝意が表され、今回の意見を踏まえて次回の検討会で議論を継続することで閉会した。**